



イギリス議会エンクロージャーと土地所有(第374回例会, 経済学研究会報告要旨)

重富, 公生

(Citation)

神戸大学経済学研究年報, 45:135-135

(Issue Date)

1999-03-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/89000044>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/89000044>



第374回例会

— 平成9年10月15日 —

イギリス議会エンクロージャーと土地所有

重 富 公 生

イギリス議会エンクロージャーは、経済史学の研究対象としては長い歴史を有しているが、本国イギリスないし英語圏では引き続き研究成果が活発に公にされているのとは対照的に、わが国では一時期ほどは関心の集まるテーマではなくなっている。本報告は、英米の学界における最新の研究動向をふまえながら、報告者が収集した一教区の史料により、議会エンクロージャー時の土地分配の実態を解明しようとするものである。

エンクロージャー自体、イギリスの経済史上では数世紀にわたって観察される事象であるが、工業化期を中心とするそれは、主として議会の法令により遂行されたことに特徴がある。もちろん、各土地所有者の分散した土地を統合し、共有地を分割して個別の所有地とするという、基本的性格は共通している。報告者の事例研究の対象となるバッキンガムシャーのウェストン・ターヴィル教区の議会エンクロージャーは、1798年に法令が出され、1800年にほぼ土地の再分配が完了した。各土地所有者の面積や土地の配置を観察することによって、再分配後の土地所有の状況をエンクロージャー前と比較してみると、つぎのような特徴がある。第一に、各人の分散・細分化状態の土地は統合されたが、かならずしも即座にワン・ブロックの地所となったとはかぎらず、むしろなお二・三ヶ所に分かれていることがしばしばであった。第二に、エンクロージャーと同時に実施された教区教会の十分の一税の廃止＝土地代替のために、再分配後の土地は概して従来に比べて二割強の面積減少をみた。第三に、しかし個人個人のケースを仔細に追っていくと、土地の割当がなかった者、面積の減少率が著しく大きい者、また逆に面積が増大した者も少なくない。割当がなかったり、面積減少の大きい者は、なんらかの事情で土地の全部ないし一部を手放した（売却した）ことになる。一方、零細土地所有者はおそらく共有権の廃止の補償分として、以前よりやや広い土地をあたえられた（といっても、もちろん面積の絶対値は小さいままであるが）。また十分の一税の土地代替をあえて選択しなかったり、他の所有者から土地を購入することによって意欲的に所有地を拡大し、また借地権も整理して大規模化と合理化に積極的に乗り出した者もいた。議会エンクロージャーは、したがって、長期的な土地所有動向の変化にある決定的な方向性をあたえ、また強化したことは疑いない。